

東京イースト獣医協会 会則

第1条（名称）

本会は東京イースト獣医協会と称する。

第2条（目的）

獣医業を通じて豊かな社会作りに貢献するとともに、会員相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

第3条（会員）

会員は、総会で認められた獣医師で、本会の目的に賛同かつ入会金ならびに年会費を納入した者とする。

第4条（入会および入会金）

1. 本会の会員になろうとする者は、本会員2名の責任ある推薦と別に定める所定の入会手続きにより申請しなければならない。
2. 入会の承認は総会の決定による。
3. 前項の総会の決議は会員の5分の4以上の賛成がなければならない。
4. 会員として入会を承認された者は、入会に際し、所定の入会金および会費等を納入しなければならない。

第5条（会員の権利）

1. 会員は総会において各1個の議決権を有する。
2. 会員は別に定める会則により、本会の役員ならびに委員に選任される資格を有する。

第6条（会費）

1. 入会金は、壱万円とする。
2. 年会費は、弐万円とする。
3. 入会金ならびに年会費は理由の如何に関わらず返却しない。
4. 年会費を2年間滞納した場合は、自動的に退会とする。
5. 役員会の定めにより臨時会費を徴収することができる。

第7条（除名）

会員が本会の対面を著しく傷つけたり、会員として適当でないと認められた時は、総会の決議により除名することができる。

第8条（役員）

1. 会長は総会において会員のうちから選任する。
(役員および監査は総会において会員のうちから選任する。)
- (1)会長 1人
- (2)副会長 2人
- (3)事務局長 1人
- (4)会計幹事 1人
- (5)監査 2人
- (6)その他の役員を若干名会長より選任できる。
2. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
3. 会長以外の役員および監査は当該年度の会長が指名し総会の承認を得る。

第9条（会合）

1. 会議の種類と開催

- (1) 本会の会議は総会および月例会とし、会長が召集する。
- (2) 定時総会は毎年1回会計年度の末日から1ヶ月以内に開催する。
- (3) 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催することができる。
- (4) 総会の招集はその会日の14日前までに通知しなければならない。
- (5) 総会および月例会の議長は、会長もしくは、会長の指名した者とする。

2. 表決

総会および月例会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3. 総会の決議事項

総会は他の条文に定めるほか、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画および収支予算の決定
- (2) 活動報告および収支決算の承認

第10条（会計年度および収支決算）

1. 会計年度

毎年1月1日に始まり同年12月31日で終わる。

2. 収支決算

毎会計年度終了後作成し、監査役の監査を受けて、総会の決議を経なければならない。

第11条 休会・復会・退会・会費未納による除名

第1項 休会の申し出

会員は下記のいずれかに該当するときは、休会を申し出ることができる。

- (1) 国外に旅行または駐在し、6ヶ月以上の長期にわたって会員として活動できないと思われるとき。
- (2) 療養生活のため、6ヶ月以上の長期にわたって会員として活動できないと思われるとき。
- (3) 東京都外に居住または勤務せざる時。
- (4) その他止むを得ない場合。

第2項 休会手続き

休会を希望する者は下記事項を記入して休会願いに記入捺印のうえ、当該年度年会費及び臨時に徴収する会費(以下「会費等」という)の領収書の写しを添付して、会長に提出すること。

- (1) 申し出人の氏名および住所
- (2) 提出年月日
- (3) 休会を必要とする理由
- (4) 休会を必要とする期間
- (5) 休会中の連絡先

第3項 休会者の会費等

休会者は、年度のいかなる時期に休会しても、その当該年度の会費等を納入しなければならない。ただし、2月末日までに休会等を提出した会員については、役員会の承認を得て、当該年度の会費等の半額を免除することができる。

第4項 代理人による休会申し出

休会の申し出は代理人によってもこれをなし得る。ただし、代理人は正会員たることを要し、代理人は委任状により代理権を証明すること。

第5項 定例会の審議

事務局長は休会願いの提出があったときは、第2条の要件を具備するか否かを調査したうえ、これを定例会に付議すること。定例会において休会の審議をし申し出を理由ありと認めたときは休会を承認し、申し出人はその翌日から承認された期間休会中の会員となる。

第6項 通知

- 1.事務局長は、休会を承認されたときは直ちに申し出人に通知すること。
- 2.休会期間中における会員に対する通知は、休会中の連絡先（第2条）に宛てて発することをもちて足ることとする。

第7項 休会中の権利義務

休会中の正会員は会費納入および出席の義務は停止されるほか本協会の会員として一切の権利を停止される。

第8項 休会期間およびその延長

- 1.休会中の会員で休会期間の延長を希望する者は、休会期間延長願いを会長に提出しなければならない。
- 2.休会期間は年度を単位とする。ただし9月1日以降休会を申し込む場合は、翌年の末までを1単位とする。
- 3.休会の延長を希望する者は、期間満了年の11月末までに会長宛に休会期間延長願いを提出しなければならない。
- 4.前項の休会期間延長願いが提出されたときは、事務局長は申し出人から口頭または書面にてその理由を聴取することができる。延長願いのその他の手続きについては、本規程第3条ないし第6条の規程を準用する。
- 5.休会期間の延長は最長3単位を超えることができない。但し、特段の事情があり、役員会が承認した場合は5単位まで延長することができる。

第9項 復会手続

休会中の会員が復会しようとするときは、下記の要件を記入した復会届けを会長に提出しなければならない。

- (1)申し出人の氏名および住所。
- (2)提出年月日
- (3)休会の事由が止んだこと。

第10項 復会の承認

事務局長は復会届が提出されたときは、速やかに定例会で報告し、その承認を得たうえで本人ならび会員にその旨を通知しなければならない。

第11項 復会年度の会費等

休会期限が満了し、あるいは会の承認を得て復会しようとする会員は、当該年度の会費等を納入しなければならない。ただし、9月1日以降に復会を許可された会員で、当該復会年度以前の年度よりひきつづき休会していた者は、役員会の承認を得て、当該年度の会費等の半額を免除することがある。

第12項 退会の手続き

退会を希望する者は、下記事項を記入して退会願いに記入捺印のうえ、会長に提出すること。

(1)申し出人の氏名および住所

(2)提出年月日

第13項 退会者の会費等

退会者は、年度のいかなる時期に退会しても、その当該年度の会費等を納入しなければならず、またすでに納入した会費等の返還を請求することができない。ただし、2月末日までに退会届を提出した会員については、役員会の承認を得て、当該年度の会費等の半額を免除することがある。ただし、休会からの退会者はこの限りでない。

第14項 退会の承認

第11条の第12項および第13項の規定に基づき、定例会の審議をもって退会を承認される。承認された場合、事務局長は速やかに退会者ならびに会員にその旨を通知しなければならない。

第15項 会費未納による除名

1. 除名手続

会費未納者に対する除名決議にいたるまでの手続は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1)会費未納者定例会報告 | 3月定例会 |
| (2)会費納入督促(第1回目) | 3月定例会直後 |
| (3)納入督促の結果報告 | 4月定例会 |
| 会費納入督促(第2回目) | 4月定例会直後 |
| (4)2ヵ月間の期限付会費納入督促(第3回目) | |
| 並びに除名の警告 | 5月 |
| (5)除名決議 | 10月定例会 |

但し、右除名決議は、未納会員が当該年度12月末日までに会費を納入しないことを条件(停止条件)とし、12月末日までに会費を納入しない場合に、除名の効果が発生するものとする。

第12条 (解散)

1. 本会の解散については、総会において決議することができる。
2. 本会の残余財産については、監査を受けた後、総会の決議を経て会員に平等に分配される。

第13条（慶弔規定）

本会は会員に対しての慶弔を下記に準じて行うものとする。これに準じない場合は、役員会にてその都度決定する。

(1)会員の結婚	¥10,000-
(2)会員の死亡	¥20,000-
(3)会員の配偶者もしくは子供の死亡	¥10,000-
(4)会員の実父母死亡	¥10,000-
(5)会員の病気、災害等	¥10,000-

（入院の30日位を目安とする。）

改正 本規定は平成12年1月1日から施行する。

改正 本規定は平成13年1月1日から施行する。（第9条追加）

改正 本規定は平成14年3月4日から施行する。（第3条変更、第4条、5条追加）

改正 本規定は平成16年1月1日から施行する。（第8条の1の(5)変更）

改正 本規定は平成17年1月1日から施行する。（第6条の2変更）

改正 本規定は平成21年1月1日から施行する。（第8条の2変更）